## 規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月19日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

を

番

## 埼玉県公安委員会規則第4号

改め、同表久喜警察署の項中

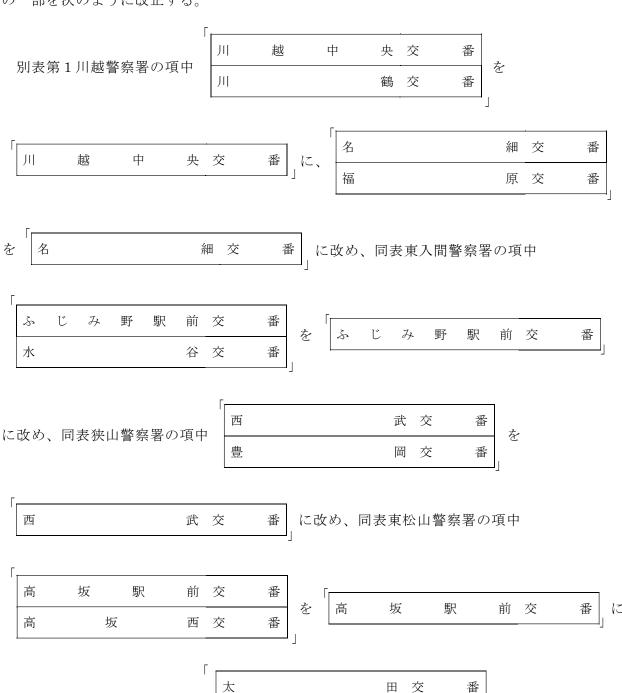
久

喜

駅

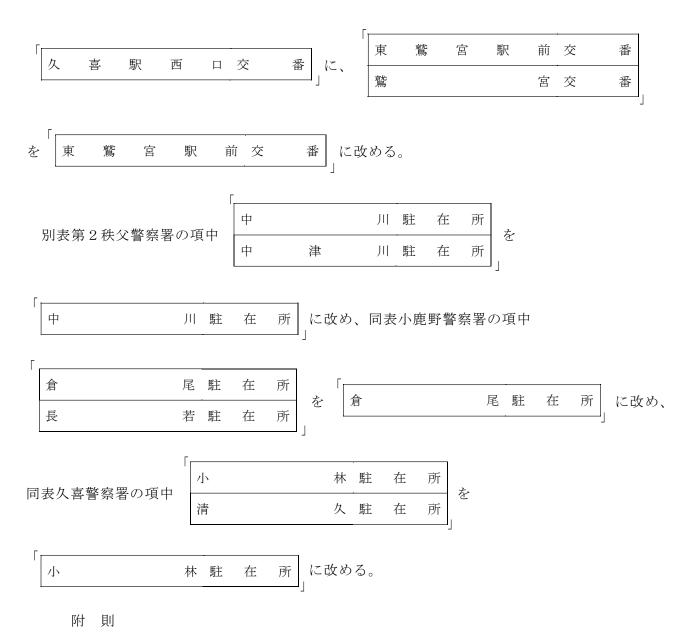
交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。



西

口交



この規則は、令和3年4月1日から施行する。